

令和4年9月22日	
資料提供	
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部	
阪上・小川・片岡・東 (お願い全般について)	池尻・江川 (自己検査・登録制度、 療養期間について)
073-441-2275	073-441-2643

「県民の皆様へのお願い」の変更について

県では、県内在住の無症状の方に対して、特措法第24条第9項に基づき、「感染に不安を感じる場合はPCR検査等を受ける」よう要請しているところですが、その期限を10月31日まで延長します。

また、9月26日から開始する「全数把握の改正に係る各種手続き変更」に伴い、発生届の対象外となられた方に対して「陽性者登録センター」への登録をお願いすることなどについて、下記のとおり変更しました。

別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、ご協力をよろしくお願いします。

◆変更前	◆変更後
【県民の皆様へのお願い（8月23日）】 (新規) 無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から <u>令和4年9月30日</u> まで 少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診 ※軽微な症状等の条件に当てはまる方は、自己検査・登録制度（抗原定性検査キットの送付・陽性者登録事業）を活用（令和4年8月24日～同年9月30日までの間）	【県民の皆様へのお願い（9月26日）】 軽微な症状で、以下のすべての条件に該当する方は、自己検査・登録制度を活用（無料） <条件> ・15歳以上65歳未満の方 ・基礎疾患（糖尿病、高血圧、心血管疾患、慢性腎臓病、喘息等）のない方 ・妊娠している可能性がない方 ※それ以外の方や、上記に該当する方でも息苦しさがあるなど症状が強いと感じている方は、直ちにクリニックを受診
(新規) 無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から <u>令和4年9月30日</u> まで 少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診 ※軽微な症状等の条件に当てはまる方は、自己検査・登録制度（抗原定性検査キットの送付・陽性者登録事業）を活用（令和4年8月24日～同年9月30日までの間）	療養期間を終えても、10日間（症状がなかった場合は7日間）は感染させるリスクが残るため、自主的な感染予防行動の徹底を特に、重症化リスクのある方と接する医療機関・高齢者施設等に従事する方は、療養期間を短縮せず、10日間（症状がなかった場合は7日間）を経過してから勤務を
症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診 ※軽微な症状等の条件に当てはまる方は、自己検査・登録制度（抗原定性検査キットの送付・陽性者登録事業）を活用（令和4年8月24日～同年9月30日までの間）	無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から <u>令和4年10月31日</u> まで (削除)
～保健所の業務負担軽減のために～ 陽性が判明した方で、管轄保健所からSMS（ショートメッセージ）を受信した方は、MyHER-SYS（マイハーシス）を活用した健康観察にご協力を	～陽性が判明した方へのお願い～ ・無料PCR検査等や自ら検査キットを購入するなどして陽性が判明した方、医療機関受診により発生届の対象外となられた方は、「陽性者登録センター」への登録を ・「陽性者登録センター」へ登録した方などで、管轄保健所からSMS（ショートメッセージ）を受信した方は、MyHER-SYS（マイハーシス）を活用した健康観察を